

# 意見書

平成25年8月7日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だひょうとりしまりやくしやちょう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

『第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン』の改正案に対する意見募集』に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

## 1. 基本的な考え方

- ◆ モバイル接続料算定に係る研究会(以下、「研究会」という。)の議論を踏まえ、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の改正案につき今回意見募集がなされたところですが、研究会報告書に対しては、その意見募集において当社意見として述べたとおり、接続料算定に係る一定の考え方が示された内容として概ね賛同するところです。
- ◆ そうした研究会報告書の考え方をうけ、今回ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、接続料の適正性を巡った紛争を回避し、事業者間の公平性確保を実現するうえで、適切な措置であると認識しています。
- ◆ しかしながら、研究会報告書にも示された「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や「接続固有に発生する費用」等の点については、当社として接続料算定にあたり極めて重要と考えるポイントであるにもかかわらずガイドライン改正案の中で具体的に明記されておらず、接続料算定の更なる適正化のためにも、ガイドライン上に明記されることが必要と考えます。
- ◆ また、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされた研究会報告書の内容をうけて、本改正案においては従前からの記載変更案の提示等はありませんが、一部MNOとMVNOの間では接続料を巡った見解の相違が紛争として顕在化していること、並びにM2M市場の拡大等により、MVNOの参入拡大が益々見込まれることを踏まえれば、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。
- ◆ なお、上記の明確化に向けた諸課題の検討にあたっては、「モバイル接続料算定に係る基本的な観点」に加えて、まさに「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や、「MNOとMVNO間のリスクテイクの公平性担保の観点」を踏まえるべきであると考えます。

## 2. 個別記載箇所に対する意見

### < 1. 研究会報告書・モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方に係る記載 >

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>第3 1 基本的な考え方 (1)算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的</p> <p>ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものである場合に接続約款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たっての標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>イ 法第29条第1項第10号は、電気通信事業者が、電気通信設備の接続等に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合に、業務改善命令の対象となることを規定している。二種指定事業者によって用いる算定方法が大きく異なり公平性を欠く場合、公正な競争環境が失われ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあるため、ガイドラインにおいて算定方法に係る標準的な考え方を示し、合理的な説明なく同考え方から乖離した算定方法を採用した場合に業務改善命令の対象となる可能性があることを示すこととしたものである。</p> <p>ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者に算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。</p>	<p>◆研究会報告書のモバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方を踏まえ、ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、適当であると考えます。</p> <p>◆しかしながら、研究会報告書で示された「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」も、接続料算定において極めて重要なポイントであると考えており、各接続料算定プロセスの実施や、研究会報告書で今後検討が必要とされたデータ接続料に係る諸課題の検討においても、考慮されるべき基本的な考え方としてガイドラインへの明記が必要と考えます。</p>

<2. 研究会報告書・設備区分別算定に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>第3 1 基本的な考え方 (3)接続料の構成</p> <p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p>	<p>◆音声接続機能において、設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると認識しているため、当該算定方法に係る考え方とその算定根拠の様式がガイドラインに明記されることは、総務省殿の検証可能性確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>◆なお、研究会報告書に示されたとおり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるべきと考えるところ、当該様式による算定根拠の開示が総務省殿に限定される旨明記されたガイドラインの記載は適当であると考えます。</p>
<p>第3 5 需要 (1)音声接続機能</p> <p>音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。</p>	
<p>第3 6 算定根拠</p> <p>二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2及び別表第3の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。</p>	
<p>別表第3</p> <p>様式追加</p>	

<3. 研究会報告書・利潤に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>別表第2 様式4 1 機能に係るレートベース</p> <p>(注3) 運転資本以外の項目の備考欄には、各項目の金額のうち主要なものについて、その金額と内容を記載すること。</p>	<p>◆ 研究会報告書に示されたとおり、例えば過大に見積もられた運転資本等や、M&amp;Aのための投資等の機能提供のために不可欠といえない投資等については、レートベースに算入することは適当ではないと考えるところ、本改正案の記載は適当であると考えます。</p>
<p>第3 4 (2) 他人資本費用</p> <p>カ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。</p>	<p>◆ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。</p>
<p>(脚注5)</p> <p>リスクの低い金融商品の平均金利の値は、当該接続料の適用年度の前年度末時点での日本証券業協会が発表する新発10年国債の店頭売買参考統計値とし、(主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)の値は、1952年から同年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)とする。</p>	<p>◆ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。</p>
<p>別表第2 様式4 3 自己資本費用</p> <p>(注2) 自己資本利益率の備考欄には、①<math>\beta</math>、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。<math>\beta</math>にあつては、その算出方法も併せて記載すること。</p>	<p>◆ <math>\beta</math>について数値と共にその算出方法も総務省殿に提示する旨ガイドラインに明記されたことは、適当であると考えます。</p> <p>◆ しかしながら、その検証の考え方は示されておらず、巨額の投資等による費用負担増が反映された<math>\beta</math>に基づく大き&lt;次頁へ続く&gt;</p>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
	<p>&lt;前頁の続き&gt;            な格差の自己資本比率を正当なものとして主張する事業者があらわれる可能性を踏まえ、そうした将来の事業者間の争いの元となりうる点を排除する観点からも、研究会報告書に示された「代表的な携帯電話事業者の<math>\beta</math>を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づく検証する」等具体的な検証方法についてもガイドラインに明記すべきと考えます。</p>

<4. 研究会報告書・接続固有に発生する費用に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費は、音声接続料、データ接続料を問わず、便益の程度に応じて接続事業者が負担するものとして接続料原価への算入が許容されるものと認識しております。</li> <li>◆ それ故、接続料算定の適正性確保の観点や、当該費用についてガイドラインに明記されていないことに起因する事業者間の紛争を回避する観点からも、当該費用の接続料算定に係る考え方をガイドラインに明記すべきと考えます。</li> </ul>

以上